

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号



代表取締役社長 安藤 宏基

第60期定時株主総会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の第60期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第60期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、1及び2の内容について報告をいたしました。

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、第60期期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき金25円（総額3,056,520,450円、効力発生日 平成20年6月30日）と決定されました。なお、これにより、中間配当金（1株につき金25円）と合わせまして年間配当金は、1株につき金50円となります。

- 第2号議案** 新設分割計画承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

- 第3号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。なお、定款変更の内容は、後記に記載のとおりであります。

- 第4号議案** 取締役15名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に安藤宏基、中川晋、松尾昭英、成戸隆之、松村泰治、笹原研、柳田隆久、鉄林修、永野博信、

小島順彦及び小林栄三の11氏が再選され重任し、新たに安藤徳隆、横越隆史、山田敏広及び田中充の4氏が選任され就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に高野裕士氏が再選され重任いたしました。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に松宮清隆氏が再選され、重任いたしました。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、退任取締役 三浦善功氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに決定されました。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給につきましては、取締役 安藤宏基、中川晋、松尾昭英、成戸隆之、松村泰治、笹原研、柳田隆久、鉄林修、小島順彦及び小林栄三の10氏並びに監査役 寺田雄一、牧園俊作、堀之内徹及び高野裕士の4氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することとし、各氏に対する具体的な金額、贈呈の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することとし、支給の時期は、各取締役及び各監査役の退任の時とすることに決定されました。

第8号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

▶ 案 内 ◀

1. 期末配当金のお支払いについて

第60期期末配当金につきましては、銀行口座又は郵便貯金口座をご指定の方には、「第60期期末配当金計算書」及び「期末配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

また、銀行口座又は郵便貯金口座をご指定でない方には、同封の「第60期期末配当金領収証」により、払渡しの期間内（平成20年6月30日から平成20年7月31日まで）に最寄のゆうちょ銀行又は郵便局で、「第60期期末配当金領収書」裏面記載の注意書をご覧のうえ、お受け取りください。

2. 当社の株式事務に関するお問合せ先について

株式の名義書換、払渡しの期間経過後の配当金のお受取り方法等当社の株式事務の一切は、次の場所でお取扱いいたします。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 大阪支店証券代行部
 事務取扱場所 大阪市北区曽根崎二丁目11番16号
 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

以上

【ご参考】

1. 定款一部変更の件の内容

次の新旧対照表のとおりであります。

定款変更新旧対照表

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(商 号) 第1条 当会社の商号は、 <u>日清食品株式会社</u> とし、 英文では、 <u>Nissin Food Products Co., Ltd.</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当会社の商号は、 <u>日清食品ホールディングス株式会社</u> とし、英文では、 <u>NISSIN FOODS HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。
(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、 <u>組合(外国における組合に相当するものを含む。)</u> 、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、 <u>当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>
①食料品、飲料水、調味料、嗜好品、食糧類の製造加工及び販売並びに酒類の販売	(1) (現行どおり)
②農畜産物、林産物及び水産物の生産、加工及び販売	(2) (現行どおり)
③食品包装容器の製造販売	(3) (現行どおり)
④食品包装容器、飲料水容器等のリサイクルに関する研究開発及び装置の製造販売	(4) (現行どおり)
⑤食品産業の諸技術、安全衛生の確保及び品質確保に関する調査、研究及び開発の成果の販売並びに調査、研究及び分析評価の受託業務	(5) (現行どおり)
⑥工業薬品、医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、化粧品、食品添加物、農薬、飼料及び肥料の製造販売	(6) (現行どおり)

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<u>⑦</u> 医科用機械器具、歯科用機械器具、動物用医療機械器具、医療材料及び歯科材料の製造販売	<u>(7)</u> (現行どおり)
<u>⑧</u> 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、貨物運送取扱業、梱包業、通関業及び倉庫業	<u>(8)</u> 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、 <u>貨物利用運送業</u> 、梱包業、通関業及び倉庫業
<u>⑨</u> 旅行業法に基づく旅行業及び旅行者代理業	<u>(9)</u> (現行どおり)
<u>⑩</u> 不動産及びレジャー産業の経営	<u>(10)</u> 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理に関する業務
<u>⑪</u> ゴルフ場及びそれに関連する諸施設の経営	<u>(11)</u> ゴルフ場その他レジャー産業及びそれに関連する諸施設の経営
<u>⑫</u> 劇場及びホールの経営並びに各種イベント及び催し物に関する企画、立案及び実施の業務	<u>(12)</u> (現行どおり)
<u>⑬</u> 食堂の経営	<u>(13)</u> (現行どおり)
<u>⑭</u> 広告宣伝事業に関する業務	<u>(14)</u> (現行どおり)
<u>⑮</u> 有価証券の売買、保有及び運用の業務	<u>(15)</u> (現行どおり)
<u>⑯</u> 金融業	<u>(16)</u> (現行どおり)
<u>⑰</u> 新聞、雑誌及び書籍の出版及び販売に関する業務	<u>(17)</u> (現行どおり)
<u>⑱</u> 食品加工機械設備、空調設備機器(冷暖房設備機器、換気扇等)、昇降装置(エレベーター、エスカレーター等)、冷凍庫、厨房機器、ショーケース、事務機械器具、家庭用電気機械器具、精密機械器具(顕微鏡、度量衡器等)、自動販売機、輸送用機械器具(自動車、航空機等)、通信機器(携帯電話、ファクシミリ等)、玩具(人形、ゲーム盤等)、事務用品(ボールペン、ノート等)、日用品雑貨(衣料品、家具等)、調理器具、什器(瀬戸物、弁当箱等)、煙草、宝石及び美術工芸品の売買、レンタル及びリースの業務	<u>(18)</u> (現行どおり)
<u>⑲</u> 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング、その他ソフトウェアの開発、取得及び利用の業務	<u>(19)</u> 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング、その他ソフトウェアの開発、 <u>販売</u> 、取得及び利用の業務
<u>⑳</u> 食品に関する情報提供サービス業務	<u>(20)</u> (現行どおり)
<u>㉑</u> 医療情報の提供、販売、斡旋	<u>(21)</u> (現行どおり)
<u>㉒</u> 建設工事の企画、設計、監理、請負及びコンサルタントの業務	<u>(22)</u> (現行どおり)
<u>㉓</u> コンビニエンス・ストア及びスーパー・ストアの経営	<u>(23)</u> (現行どおり)
<u>㉔</u> 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険媒介業	<u>(24)</u> (現行どおり)

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設) (新 設) (新 設) <u>㉔前各号に附帯関連ある</u>一切の事業 (新 設)</p> <p>(株式取扱規則) 第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第27条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって役付取締役の中より代表取締役を選定する。</p> <p><u>3. 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。</u></p> <p><u>4. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを代理する。</u></p> <p>(任 期) 第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結のとき</u>までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(事業年度) 第52条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>㉔物品一時預り業</u> <u>㉔食品の冷凍業及び冷蔵業</u> <u>㉔労働者派遣業</u> <u>㉔前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>2. <u>グループ会社に対する経営コンサルティング業並びに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡の業務並びにこれらに付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(株式取扱規則) 第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主提案権その他株主権の行使手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(任 期) 第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結の時</u>までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(事業年度) 第52条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>付 則</p> <p>第1条 <u>第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、平成20年6月27日開催予定の第60期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されることを条件として、平成20年10月1日に効力が発生するものとする。</u></p> <p>第2条 <u>第1条(商号)及び第2条(目的)の変更の効力が発生する平成20年10月1日に付則を削除する。</u></p>

2. 新役員体制について

第61期の経営体制は次のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【取締役】

代表取締役社長	安藤 宏基
代表取締役専務取締役(営業管掌)	中川 晋
常務取締役(低温事業本部長)	松尾 昭英
常務取締役(経営戦略・経営管理担当)	成戸 隆之
取締役(国際部長)	松村 泰治
取締役(ニッシンフーズ(U.S.A.)CO.,INC.代表取締役社長)	笹原 研
取締役(財務・経営戦略担当)	柳田 隆久
取締役(マーケティング担当兼経営戦略部長)	安藤 徳隆
取締役(人事部長)	鉄林 修
取締役(生産本部長)	横越 隆史
取締役(食品安全研究所長)	山田 敏広
取締役(中央研究所長)	田中 充
取締役(明星食品株式会社代表取締役社長)	永野 博信
取締役(三菱商事株式会社代表取締役社長)	小島 順彦
取締役(伊藤忠商事株式会社代表取締役社長)	小林 栄三

【監査役】

常勤監査役	寺田 雄一
常勤監査役	牧園 俊作
監査役	堀之内 徹
監査役(弁護士)	高野 裕士

(注) 1. 取締役 小島順彦及び小林栄三の両氏は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。

2. 監査役 堀之内徹及び高野裕士の両氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

【執行役員】

執行役員(総務部長)	右近 龍也
執行役員(国際部長)	楠本 一人
執行役員(生産本部技術開発部長)	坂井 孝司
執行役員(宣伝部長)	佐々木 智

執行役員(明星食品株式会社専務取締役)	山 東 一 雅
執行役員(生産本部静岡工場長)	高 橋 孝
執行役員(営業本部副本部長)	友 政 克 己
執行役員(内部監査室長)	西 尾 正 美
執行役員(広報部長)	服 部 秀 樹
執行役員(日清シスコ株式会社常務取締役)	広 田 喬 司
執行役員(営業本部東京営業部長)	宮 田 昌 文
執行役員(営業本部営業企画部長)	森 本 宏 樹
執行役員(財務部長)	横 山 之 雄

以 上

3. 商号変更に伴う新商号株券との交換事務不実施のご案内

本日の第60期定時株主総会において、「第3号議案 定款一部変更の件」をご出席いただきました株主様の議決権の3分の2以上のご賛同を得て、承認可決いただきました。

これに伴い、当社の商号は、平成20年10月1日をもって、「日清食品ホールディングス株式会社」に変更させていただくことになります。

株主様におかれましては、商号変更に伴い、現在ご所有いただき流通しております現商号（日清食品株式会社）記載の株券（以下、「現商号株券」といいます。）について、新商号（日清食品ホールディングス株式会社）記載の株券（以下、「新商号株券」といいます。）への交換手続きが必要となるのではとのご懸念が生じるかと推察いたしますが、現商号株券は、平成20年10月1日以降も、平成21年1月に予定されております「株券電子化」までは東京及び大阪両証券取引所において、取引所規則に基づき現商号株券のまま支障なく流通させていただくことになっております。

したがいまして、これまで一般に行われておりました商号変更に伴う旧商号記載の株券と新商号記載の株券との一斉引き換えを当社は行いません。

当社の現商号株券をご所有いただいております株主様におかれましては、平成20年10月1日以降においても、新商号株券への交換にかかる特段のお手続きは不要となりますことをご案内させていただきます。

本取扱につきましてのQ&Aを、以下に記載させていただきます。

[お問合せ先] 大阪市淀川区西中島四丁目1番1号（〒532-8524）
日清食品株式会社 総務部総務課
TEL（06）6305-7711（代表）
午前9時から午後5時40分まで（土日・祝日を除きます。）

よくある質問 (Q & A)

Q 1. 平成21年1月の株券電子化までに日清食品株式会社の株券を取得した場合、名義書換が必要になると思いますが、どのような対応を行えばよいのでしょうか？
A 1. 商号変更に伴うお手続きは不要ですが、株券電子化対応のため、早急に名義書換のお手続きをお取りください。
Q 2. 私は現在日清食品株式会社の株券を自宅の金庫で保管、管理しているが、所有形態（手許保有、証券会社保護預け、ほふり預け、登録株など）により株主の対応は異なるのでしょうか？
A 2. 商号変更に伴うお手続きは、どのような所有形態の場合でも不要ですが、株券電子化への対応のためのお手続きが必要となる場合がございます。 詳しくは、本ご案内とともに同封しております「株券が「無効」に!!」をご確認いただきますか、最寄の証券会社へお問合せください。
Q 3. どうやら、株券を失くしてしまったようだがどうすればよいか？
A 3. 株券再発行のためのお手続きが必要となります。手続要領は、当社の株主名簿管理人である「みずほ信託銀行株式会社」までお問合せください。 東京都江東区佐賀一丁目17番7号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 (0120) 288-324 (フリーダイヤル) 受付時間 午前9時から午後5時まで (土日・祝日を除く。)
Q 4. このまま、日清食品株式会社の株券を持っていたいのだが、株券電子化後はどうなるの？
A 4. 株券電子化後は、お手元の当社株券は無効になり、株主名簿に記載の名義人及び株式数にて当社の「特別口座（上場会社が株主の権利を確保するために開設する口座）」へ登録されることとなります。 この特別口座に記載されますと、ご自身の名義に名義書換済の場合は、配当金や株主総会招集通知の受領等の権利は変わりませんが、特別口座での売買はできないという制約（株式を売買するには、証券会社に口座を開設し、株式の振替手続が必要）を受けることとなります。 株券電子化に向けた案内書面「株券が「無効」に!!」を、本ご案内とともに同封させていただいておりますので、ご高覧いただきますようお願いさせていただきます。

以上